

Enjin

第16回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社Enjin

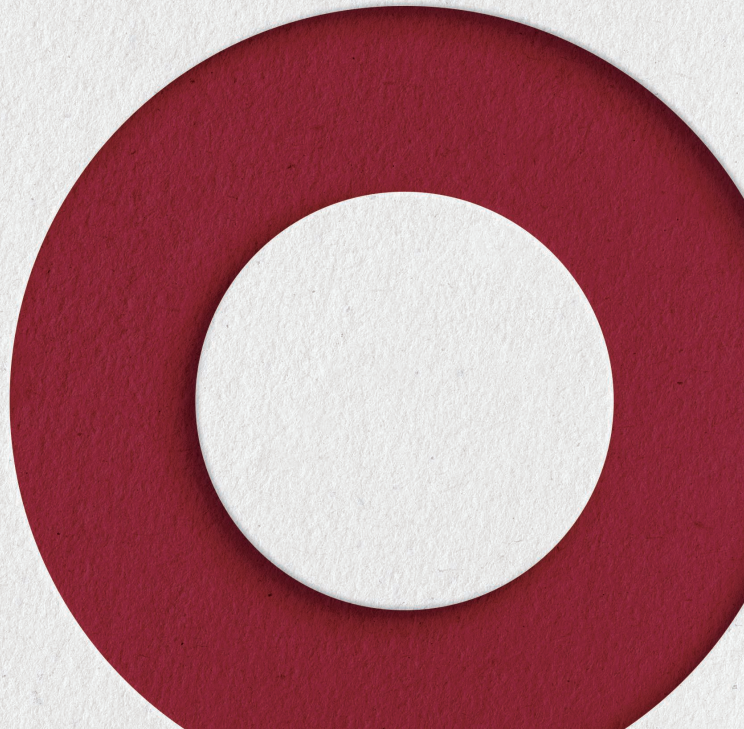
証券コード 7370

日時 2022年8月26日(金)

10:00 ~ 受付開始
9:30

場所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 ホール

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件



Mission

社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する

We produce the excellent person who is helpful for the society as many as possible.

Message

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社は「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでいます。PR支援サービスという伝えるチカラを通じて、魅力のある企業・団体等を世の中に増やし、それにより、社会の役に立つ人々が増えていくこと。世の中そのものが良くなること。それが当社が実現したいことです。当社のお客様が、競合他社よりも一歩先んじるために寄り添い、共に成長し続けていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社Enjin 代表取締役社長 本田幸六

2022年8月10日

株 主 各 位

証 券 コ ー ド 7 3 7 0

東京都中央区銀座五丁目13番16号

株式会社 E n j i n
代表取締役 本 田 幸 大
社 長

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年8月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE 4階 ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第16期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.y-enjin.co.jp/ir/>）において周知させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前に議決権行使をいただく場合

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### パソコン等によるご行使

#### 行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 当日ご出席いただく場合

### 株主総会へ出席



#### 株主総会開催日時

2022年8月26日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) 其他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

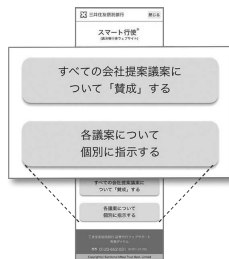
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



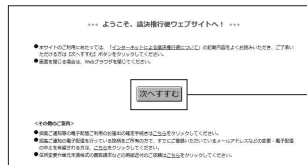
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

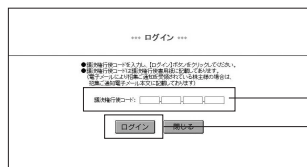
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



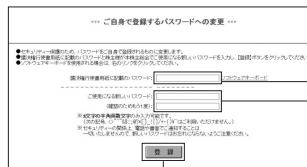
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としており、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%としております。この方針に基づき、2022年5月期の期末配当金につきましては、1株につき34.5円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき34.5円  
総額 254,891,520円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>           第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>(電子提供措置等)<br/>           第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>(附則)<br/>           1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。<br/>           2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。<br/>           3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ほん だ こう だい<br>本 田 幸 大<br>(1979年8月1日生) | 2004年4月 株式会社矢動丸プロジェクト入社<br>2007年3月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2011年11月 株式会社アジアハーブアソシエーションジャパン代表取締役<br>2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action代表理事（現任）                                                                        | 1,500,000株  |
| 2     | ひら た ゆう じ<br>平 田 佑 司<br>(1978年7月15日生) | 2001年4月 松山高治税理士事務所入所<br>2002年9月 山田正克会計事務所入所<br>2006年11月 株式会社矢動丸プロジェクト入社<br>2007年3月 当社入社<br>2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action監事（現任）<br>2019年5月 当社取締役社長室長<br>2020年1月 当社取締役経営企画本部長<br>2020年8月 当社取締役コーポレート本部本部長（現任） | 3,600株      |
| 3     | たか がき いさお<br>高 垣 勲<br>(1976年2月11日生)   | 2003年11月 弁護士登録<br>2005年10月 マリタックス法律事務所入所<br>2008年4月 松田総合法律事務所入所<br>2017年1月 同所パートナー（現任）<br>2020年5月 当社取締役（現任）                                                                                                 | 一株          |

- (注) 1. 本田幸大氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社S & Sホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
2. 高垣勲氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 高垣勲氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、弁護士として企業法務、特に医療法や医療広告ガイドライン等当社の事業領域に関連する法務に精通しているためです。その知見により、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保していただくことを期待しております。
4. 高垣勲氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年3ヶ月となります。



5. 当社は、高垣勲氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 上記取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年7月13日現在のものであります。

以上

## 事業報告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動が制約され厳しい状況が続く中、ワクチン接種の普及や段階的な経済活動の再開により景気回復の動きが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格や物価の高騰の懸念等、景気の先行きが不透明な状況が続いております。このような環境下において、当社は「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために、主に中小・中堅企業、医療機関を対象としたPR支援サービスや顧客とメディア又は決裁者をつなぐプラットフォームサービスを提供するPR事業を展開してまいりました。

当事業年度に獲得した顧客数は1,985社（中小・中堅企業1,711社、医療機関274社）、顧客あたりの平均契約単価は1,014千円（前四半期比3.3%減）、顧客あたりの平均契約件数は1.69件（前四半期比1.1%減）となりました。

PR支援サービスにおきましては、法人／経営者向けサービスの売上高2,298,555千円（前期比33.1%増）、医療機関／医師向けサービスの売上高502,161千円（前期比40.1%増）となり、プラットフォームサービスにおきましては、売上高264,783千円（前期比234.4%増）となりました。

売上原価におきましては、新規事業であるプラットフォームサービスの売上高の割合が8.7%（前期3.7%）まで伸展したことにより売上原価率が低減し、売上総利益率は82.1%（前期78.4%）となり、安定した収益基盤を確保することができました。販売費及び一般管理費におきましては、営業拠点の開設に伴う地代家賃や新規事業に関する販売促進費等が増加しましたが、売上高に対する人件費比率の減少や広告宣伝費の減少などにより、営業利益率は39.2%（前期28.1%）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高3,065,500千円(前期比41.7%増)、営業利益1,202,832千円(前期比98.1%増)、経常利益1,236,833千円(前期比104.7%増)、当期純利益828,645千円(前期比95.8%増)となりました。

当事業年度末における資産合計は4,875,770千円であります。前事業年度末と比較いたしますと、2,878,915千円増加しております。これは主に、増資等により現金及び預金が2,514,800千円増加したこと及び有形固定資産が55,545千円増加したこと等によるものであります。

負債合計は1,058,984千円であります。前事業年度末と比較いたしますと、295,775千円増加しております。これは主に、未払法人税等が238,209千円増加したこと等によるものであります。純資産合計は3,816,785千円であります。前事業年度末と比較いたしますと、2,583,139千円増加しております。これは主に、東京証券取引所マザーズ（現 グロース）への上場に伴う公募増資、第三者割当増資、及び第1回新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ873,331千円増加したこと並びに当期純利益の計上により利益剰余金が828,645千円増加したことによるものであります。

なお当社は、PR事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は100,124千円であり、主な内容は、営業拠点開設に伴う内装工事、PC・サーバー導入費用、プラットフォームサービスシステム開発及び営業支援システム開発等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2021年6月18日に東京証券取引所マザーズに上場し、それに伴う公募増資及び第三者割当増資により1,745,700千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

##### ①人材の確保及び育成強化

当社では、今後の成長戦略を着実に遂行していくためには、人材の確保と育成強化が必須であると認識しております。即戦力となる中途採用を強化するとともに、将来の経営幹部となる人材の確保のために積極的に新卒採用を進めていく方針であります。

##### ②組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織作りを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性向上に努めてまいります。

また、管理部門の人材確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、適時、的確な情報を開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に伝えてまいります。

##### ③新しい広報・PR手法の開発

PR業界においては、多様化するメディア環境を背景に、企業・団体において広報・PR活動の重要性に対する認識が一層高まっており、潜在市場における新しいニーズに対応するために新しい広報・PR手法の開発が課題となっております。そのためには、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

##### ④サービスの認知度向上

当社が、今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後は積極的な広告推進等を通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大等、営業機能の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 2018年度<br>第13期 | 2019年度<br>第14期 | 2020年度<br>第15期 | 2021年度<br>(当期) 第16期 |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売 上 高      | 1,251,525 千円   | 1,528,948 千円   | 2,163,883 千円   | 3,065,500 千円        |
| 営 業 利 益    | 154,405 千円     | 302,936 千円     | 607,261 千円     | 1,202,832 千円        |
| 当 期 純 利 益  | 91,694 千円      | 300,476 千円     | 423,284 千円     | 828,645 千円          |
| 1株当たり当期純利益 | 15.28 円        | 50.08 円        | 70.55 円        | 112.72 円            |
| 総 資 産      | 1,043,366 千円   | 1,458,393 千円   | 1,996,854 千円   | 4,875,770 千円        |
| 純 資 産      | 509,884 千円     | 810,361 千円     | 1,233,645 千円   | 3,816,785 千円        |

- (注) 1. 2019年5月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2021年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しておりますが、第16期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、主にPR事業を行っております。

## (8) 主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地       |
|-----|-------------|
| 本 社 | 東 京 都 中 央 区 |

## (9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|
| 179名    | 33名増      |

(注) 上記従業員には、臨時従業員(アルバイト・派遣社員)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,388,200株
- (3) 株主数 4,435名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                        | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|-------------|---------|
| 株式会社 S & S ホールディングス                          | 3,000,000 株 | 40.60 % |
| 本田 幸大                                        | 1,500,000 株 | 20.30 % |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口)                             | 379,300 株   | 5.13 %  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                          | 260,700 株   | 3.52 %  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                     | 148,100 株   | 2.00 %  |
| 野村証券株式会社<br>(常任代理人株式会社三井住友銀行)                | 147,763 株   | 1.99 %  |
| 野村証券株式会社                                     | 80,700 株    | 1.09 %  |
| BNY GCM ACCOUNTS M NOM<br>(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行) | 68,950 株    | 0.93 %  |
| 丸谷 和徳                                        | 58,100 株    | 0.78 %  |
| SMB C日興証券株式会社                                | 51,000 株    | 0.69 %  |

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (40株) を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

2. 2022年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日興アセットマネジメント株式会社が2022年5月31日現在で470,900株 (株券等保有割合6.37%) を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2021年6月18日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場にあたり、2021年6月17日を払込期日とする公募増資 (ブックビルディング方式による募集) 及び2021年7月20日を払込期日とする有償第三者割当増資 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当) による新株式発行、並びに新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,388,200株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
2022年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権

|                     |       | 第3回新株予約権                     |
|---------------------|-------|------------------------------|
| 新株予約権の数             |       | 3,620個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |       | 普通株式362,000株（新株予約権1個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額          |       | 1株当たり2,200円                  |
| 新株予約権の行使価額          |       | 1株当たり1,920円                  |
| 新株予約権の行使期間          |       | 2022年1月31日から2032年1月30日まで     |
| 交付状況                | 当社役員  | 新株予約権の数 3,254個<br>交付者数 2名    |
|                     | 当社従業員 | 新株予約権の数 366個<br>交付者数 6名      |

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

①新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）に当社の発行済株式総数を乗じた額（以下「時価総額」という。）が一度でも下記 (a) 乃至 (b) に掲げる条件を満たした場合、下記 (a) 乃至 (b) に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。また、かかる割合により算出される行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 当社の時価総額が350億円を超過した場合  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%
- (b) 当社の時価総額が500億円を超過した場合  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%



- ②新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、株価終値が一度でも行使価額に20%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が自己都合による退職、懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁によって、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有さなくなった場合、上記②の場合を除いて、新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|---------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 本 田 幸 大 | 特定非営利活動法人Candy Action代表理事                |
| 取締役     | 平 田 佑 司 | 当社コーポレート本部本部長<br>特定非営利活動法人Candy Action監事 |
| 取締役     | 高 垣 勲   | 松田綜合法律事務所 パートナー                          |
| 常勤監査役   | 多 鹿 晴 雄 | 特定非営利活動法人Candy Action理事                  |
| 監査役     | 工 藤 竜之進 | TMI綜合法律事務所 パートナー                         |
| 監査役     | 軒 澤 篤 志 | 株式会社A G S コンサルティング 代表取締役会長               |

- (注) 1. 高垣勲氏は、社外取締役であります。
2. 工藤竜之進氏及び軒澤篤志氏は、社外監査役であります。
3. 取締役高垣勲氏及び監査役工藤竜之進氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役軒澤篤志氏は、会計事務所の代表取締役として長年の豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、2022年3月29日付けで株式会社A G S コンサルティングの代表取締役副社長を退任し、同日付けで同社代表取締役会長に就任しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び幹部社員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないな

ど、当該保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

##### ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で健全な成長を目指して経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。このため、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、業績連動報酬や非金銭報酬を採用せず固定報酬としての基本報酬のみとする。

##### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。

##### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長がその具体的内容について事前に取締役会へ個別の報酬等の額を提案し、取締役会の委任を受けた上で、個人別の報酬等の額案を報酬諮問会議に付議し、報酬諮問会議決議により決定するものとする。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

報酬等の決定手続の透明性、客観性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会からその決定を委任された報酬諮問会議において決定する。報酬諮問会議の構成は、代表取締役社長本田幸大（議長）、社外取締役高垣勲、常勤監査役多鹿晴雄、社外監査役工藤竜之進及び社外監査役軒澤篤志とし、権限が適切に行使されるよう、その過半数を社外役員で構成するものとする。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |        |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 82,050<br>(3,150) | 82,050<br>(3,150) | —      | —      | 3<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,550<br>(6,150) | 14,550<br>(6,150) | —      | —      | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 96,600<br>(9,300) | 96,600<br>(9,300) | —      | —      | 6<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年2月24日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年5月27日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外監査役軒澤篤志氏の兼職先である株式会社A G S コンサルティングと当社の間には、業務委託契約の取引があります。

②社外役員の主な活動状況

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況                                                                                           |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 高垣 勲   | 当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的知見から助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引しており、社外取締役として役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 工藤 竜之進 | 当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。                      |
| 社外監査役 | 軒澤 篤志  | 当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、会計事務所の代表取締役としての長年の豊富な経験から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。           |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 17,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンピュータ作成についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容とともに全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
4. 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。
5. 組織全体において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求を断固として排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 「文書管理規程」を制定し、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
2. 取締役及び監査役は、これらの情報を、常時閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
2. 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務、権限及び責任の明確化を図る。
2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を

行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上これを任命し、補助業務に当たらせる。
  2. 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
  3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
  2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
  3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。
- ⑦監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社の役職員に周知・徹底する。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
2. 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
3. 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができる。内容説明を求めることができる。
4. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
5. 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象として、定期的にインサイダー取引及びハラスメント等の内容を含むコンプライアンスにかかる研修を実施しました。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設け、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

現在導入の予定はありません。



#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、株主還元における基本方針を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向といたします。総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%とし、残りの70%は成長投資に振り分けま  
す。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。)

配当と自己株式の取得の比率につきましては、市場環境等に基づき都度決定いたします。また、取得した自己株式は原則として消却いたします。

この方針は、資本市場の動向や今後の事業環境を勘案し、当社の将来の成長投資機会を考慮した上で、株主の皆様への還元を積極的に行おうとするものであります。

なお、配当の回数は、期末配当として年1回又は中間配当を含めた年2回を基本方針としております。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,443,216</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,057,344</b> |
| 現金及び預金          | 4,007,163        | 買掛金             | 44,739           |
| 売掛金             | 81,815           | 未払金             | 25,821           |
| 棚卸資産            | 13,429           | 未払費用            | 50,474           |
| 未収入金            | 290,107          | 未払法人税等          | 362,430          |
| 前払費用            | 68,216           | 前受金             | 437,990          |
| その他             | 52               | 賞与引当金           | 23,414           |
| 貸倒引当金           | △17,567          | その他             | 112,473          |
| <b>固定資産</b>     | <b>432,553</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>1,639</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>149,919</b>   | 長期未払金           | 1,639            |
| 建物              | 93,530           | <b>負債合計</b>     | <b>1,058,984</b> |
| 車両運搬具           | 20,972           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 工具器具備品          | 35,010           | <b>株主資本</b>     | <b>3,808,821</b> |
| 土地              | 405              | 資本金             | 903,331          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>30,115</b>    | 資本剰余金           | 873,331          |
| ソフトウェア          | 30,115           | その他資本剰余金        | 873,331          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>252,519</b>   | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,032,291</b> |
| 投資有価証券          | 97,186           | その他利益剰余金        | 2,032,291        |
| 繰延税金資産          | 55,638           | 繰越利益剰余金         | 2,032,291        |
| 破産更生債権等         | 24,353           | <b>自己株式</b>     | <b>△133</b>      |
| その他             | 99,694           | <b>新株予約権</b>    | <b>7,964</b>     |
| 貸倒引当金           | △24,353          | <b>純資産合計</b>    | <b>3,816,785</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,875,770</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,875,770</b> |

# 損益計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,065,500 |
| 売上原価         | 547,978   |
| 売上総利益        | 2,517,522 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,314,689 |
| 営業利益         | 1,202,832 |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 27        |
| 物品売却益        | 74        |
| 匿名組合投資利益     | 54,507    |
| 固定資産売却益      | 2,175     |
| その他          | 668       |
| 営業外費用        |           |
| 為替差損         | 1,257     |
| 投資事業組合運用損    | 2,813     |
| 株式交付費        | 8,765     |
| 上場関連費用       | 8,881     |
| その他          | 1,734     |
| 経常利益         | 1,236,833 |
| 税引前当期純利益     | 1,236,833 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 421,508   |
| 法人税等調整額      | △13,320   |
| 当期純利益        | 828,645   |

# 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株主資本    |                  |                 |                             |                 |      | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |            |
|-------------------------------------|---------|------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|------|-----------|-----------|------------|
|                                     | 資本金     | 資本剰余金            |                 | 利益剰余金                       |                 | 自己株式 |           |           | 株主資本<br>合計 |
|                                     |         | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |      |           |           |            |
| 2021年5月31日残高                        | 30,000  | —                | —               | 1,203,645                   | 1,203,645       | —    | 1,233,645 | —         | 1,233,645  |
| 事業年度中の変動額                           |         |                  |                 |                             |                 |      |           |           |            |
| 新株の発行                               | 873,331 | 873,331          | 873,331         | —                           | —               | —    | 1,746,663 | —         | 1,746,663  |
| 当期純利益                               | —       | —                | —               | 828,645                     | 828,645         | —    | 828,645   | —         | 828,645    |
| 自己株式の取得                             | —       | —                | —               | —                           | —               | △133 | △133      | —         | △133       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額<br>(純額) | —       | —                | —               | —                           | —               | —    | —         | 7,964     | 7,964      |
| 事業年度中の変動額<br>合計                     | 873,331 | 873,331          | 873,331         | 828,645                     | 828,645         | △133 | 2,575,175 | 7,964     | 2,583,139  |
| 2022年5月31日残高                        | 903,331 | 873,331          | 873,331         | 2,032,291                   | 2,032,291       | △133 | 3,808,821 | 7,964     | 3,816,785  |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6～27年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

無 形 固 定 資 産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

法人・医療機関向けPR支援サービスについては、メディア掲載により履行義務が充足されると判断しており、契約内容によって契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

メディックサービスについては、継続的なツールの提供により履行義務が充足されると判断しており、契約に定められたツールの月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスの内、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費……………支出時に全額費用処理しております。

### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスを交換に受け取れると見込まれる金額で収益に認識することとしております。なお、収益認識会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 55,638千円 |
|--------|----------|

### 2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

#### (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

#### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 棚卸資産の内訳

|     |          |
|-----|----------|
| 仕掛品 | 13,258千円 |
| 貯蔵品 | 171千円    |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|  |          |
|--|----------|
|  | 94,753千円 |
|--|----------|

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数  
普通株式 7,388,200株  
自己株式 40株
2. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
2022年8月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。
  - (1) 配当の総額 254,891,520円
  - (2) 配当の原資 利益剰余金
  - (3) 1株当たり配当額 34.5円
  - (4) 基準日 2022年5月31日
  - (5) 効力発生日 2022年8月29日
3. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数  
普通株式 428,000株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 15,960千円 |
| 貸倒引当金     | 12,836千円 |
| 賞与引当金     | 7,169千円  |
| 投資有価証券評価損 | 2,368千円  |
| 資産除去債務    | 5,711千円  |
| 外国税額否認    | 4,473千円  |
| その他       | 9,486千円  |
| 繰延税金資産小計  | 58,006千円 |
| 評価性引当額    | △2,368千円 |
| 繰延税金資産合計  | 55,638千円 |



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。

##### ②資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|------------|----------|---------|----|
| (1)破産更生債権等 | 24,353   | 24,353  | —  |
| 貸倒引当金（*）   | △24,353  | △24,353 | —  |
|            | —        | —       | —  |
| 資産計        | —        | —       | —  |

(\*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の貸借対照表計上額は97,186千円であります。
- (4) 「破産更生債権等」は回収不能見込額に基づき個別に貸倒見積額を算定していることから、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。
- (5) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 4,007,163 | -           | -            | -    |
| 売掛金    | 81,815    | -           | -            | -    |
| 未収入金   | 290,107   | -           | -            | -    |
| 合計     | 4,379,086 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価……………観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |         |         |
|---------|------|------|---------|---------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3    | 合計      |
| 破産更生債権等 | —    | —    | 24,353  | 24,353  |
| 貸倒引当金   | —    | —    | △24,353 | △24,353 |
|         | —    | —    | —       | —       |
| 資産計     | —    | —    | —       | —       |

#### 資産

##### 破産更生債権等

回収不能見込額に基づき個別に貸倒見積額を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                   | 当事業年度     |
|-------------------|-----------|
| PR事業              |           |
| 法人／経営者向けPR支援サービス  | 2,298,555 |
| 医療機関／医師向けPR支援サービス | 502,161   |
| メディック             | 210,002   |
| その他               | 54,781    |
| 顧客との契約から生じる収益     | 3,065,500 |
| その他の収益            | —         |
| 外部顧客への売上高         | 3,065,500 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 当事業年度   |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 449,196 |
| 契約負債（期末残高） | 437,990 |

(注) 貸借対照表上、「前受金」に計上しております。契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金として計上しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は384,041千円であります。また、当事業年度における契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |      |     |
|-------------|------|-----|
| 1 株当たり純資産額  | 515円 | 53銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 112円 | 72銭 |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

株式会社 Enjin  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 亮 一  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 村 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Enjinの2021年6月1日から2022年5月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれの監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月15日

株式会社E n j i n 監査役会  
常勤監査役 多 鹿 晴 雄 ㊟  
社外監査役 工 藤 竜之進 ㊟  
社外監査役 軒 澤 篤 志 ㊟

以 上







# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋兜町7番1号  
KABUTO ONE 4階 ホール



## 〔交通〕 電車のご利用案内

東京メトロ東西線「茅場町」駅直上（2022年12月直結予定）

JR線、東京メトロ丸の内線「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分

成田空港から京成スカイライナー・東京メトロ銀座線「日本橋」駅利用 41分

羽田空港から東京モノレール・都営浅草線「日本橋」駅利用 20分

※上記所要時間には乗り換え時間は含んでおりません。



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。